

子どものしあわせのために ～福祉制度をご存じですか？～

児童扶養手当

父母の離婚などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受付けた翌月分から手当の対象になります。

【平成21年8月分～平成22年7月分】

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※一部支給の手当額は、次の計算式に基づき決定されます。
 $41,710 - \{(受給者の所得額 - 全部支給の所得制限額) \times 0.0184162\}$

ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。

申請を受付けた日から支給の対象になります。

＜支給対象者のうち児童を除く者が市町村住民税課税者の場合＞(自己負担金)

- ①医療機関等ごと 1人につき 通院 1,000円/月
 - ②医療機関等ごと 1人につき 入院 1,200円/日
- ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

※なお平成21年6月診療分から中学校修了前までのお子さん(未就学のこどもは除く)の入院分の診療一部負担金は、「こども医療費」として請求していただくことになりました。

特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受付けた翌月分から手当の対象になります。

【平成21年8月分～平成22年7月分】

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方には、後日、役場から個別に通知します。

母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、それぞれ必要な書類があります。

これらの福祉制度には所得制限等があり、支給・お貸しできない場合があります。

青少年を地域社会で育む
運動を推進しましょう

町制40周年事業

松伏町社会を明るくする 町民の集いを開催します



■日時／7月18日(土)午後1時30分～

■場所／田園ホール・エローラ(中央公民館)

■内容／①表彰…善行賞・標語及び作文の優秀作品

②発表…作文の優秀作品

③アトラクション…県立松伏高等学校合唱部